

社福経営 INFO

一般社団法人 社会福祉経営全国会議
連絡先 〒543-0045

大阪府大阪市天王寺区寺田 2-5-6-902

TEL : 06-6772-1360

Fax : 06-6772-1376

Eメール : jimukyoku1@f-zenkoku.net

2021 年度 障害福祉サービス等報酬改定の注意点

2020 年 6 月、来年度の介護保険と障害福祉等サービスの報酬改定に向けた議論が始まりました。例年、介護給付費分科会は 4 月から開催されるため、若干遅れていますが、障害福祉サービス等報酬改定検討チームはほぼ同時期にスタートしました。

両報酬改定ともに、今年の 12 月には報酬・基準に関する基本的な考え方を整理し、取りまとめを行い、来年 3 月に告示の改正と通知の発出を予定しています。社会福祉経営 INFO no.4 では、公開されている資料等から、今回の障害福祉サービス等の報酬改定の狙いについて推察します。

● 障害福祉関係予算の充実とその反動

6 月 19 日、障害福祉サービス等検討チームが開催されました。提出された資料は、近年の障害福祉サービスの動向や経営実態調査の結果等ですが、これらの資料を見ただけでは、今回の報酬改定の狙いを十分に明らかにすることはできません。

まず、障害福祉分野で注目すべきは、6 月末から

【図表 1】意見に盛り込むべき 4 つの視点

- ・視点 1: より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法
- ・視点 2: 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策
- ・視点 3: 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の施行時から 3 倍以上に増加し、毎年 10% 弱の伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策
- ・視点 4: 新型コロナウイルス感染症による影響

8 月上旬に予定されているヒアリング団体に対して出された、意見にあたって盛り込むことが求められた 4 つ視点です(図表 1 参照)。この中で、障害保健福祉部の狙いが象徴的に表れているのが、視点 3: 毎年 10% 弱の伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策です。これがあることによって、視点 1・2・4 で障害福祉サービスの質・個別対応の拡充をもとめた場合、その財政確保の方法を提示しなくてはならなくなる。仮に、それが難しいなら、重度者への重点化に誘導する仕組みとなっています。そして、

厚生労働省は、政府ではなく、ヒアリング団体から意見に責任を転嫁し、社会保障費の削減をすすめているのです。昨年度の障害保健福祉部の予算は、初めて 2 兆円を超えました。介護保険に係る国の負担額は 3 兆円超であることを考えると、この背景には政府・財務省からの

【図表 2: 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた調査】

	2018 (平成30) 年度	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度
報酬改定検証調査	【調査事項】 ・訪問サービスの支障の実態調査 ・地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査 ・生活介護のあり方に関する実態調査(改定概要①②) ・共同生活援助(グループホーム)における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」の利用状況に関する調査研究(改定概要③) ・相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の妥当性に関する調査研究 ・就労移行支援及び就労継続支援サービスの提供実態に関する調査研究(改定概要④⑤)	【調査事項】 ・生活介護における支障に関する調査(改定概要①②) ・短期入所における支障に関する調査(改定概要③④) ・障害者支援施設における支障に関する調査(改定概要⑤⑥) ・相談支援専門員の担当件数の実態把握及び標準担当件数の妥当性及び相談支援事業所における加算の算定状況等に関する調査研究 ・障害児通所支援事業所における加算加算と人員配置に関する調査 ・各種加算減算の算定状況等の実態調査	【調査事項(今回の議題)】 ・訪問サービスの支障の実態調査 ・施設入所における居食・嚥下機能支援の実態調査 ・共同生活援助事業における夜間支援の実態調査 ・障害児通所支援事業所における医療的ケア児等の受け入れ実態調査 ・居宅訪問型児童発達支援の対象者像の実態調査 ・障害児入所施設の支障の実態調査
総合福祉推進事業等	【厚労科研】 ・総合支援法の見直しに向けたサービスの実態の把握及びその効果の検証のための研究(改定概要⑦) ※ 重度障害者等包括支援の利用実態等 ・障害福祉サービス等報酬における医療的ケア児の判定基準確立のための研究(改定概要⑧)	【厚労科研】 ・計画相談支援等におけるモニタリング実施標準期間の改定に伴う効果検証についての研究(改定概要⑨)	【総合福祉推進事業】 ・共同生活援助(グループホーム)における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」に関する調査研究(改定概要⑩)

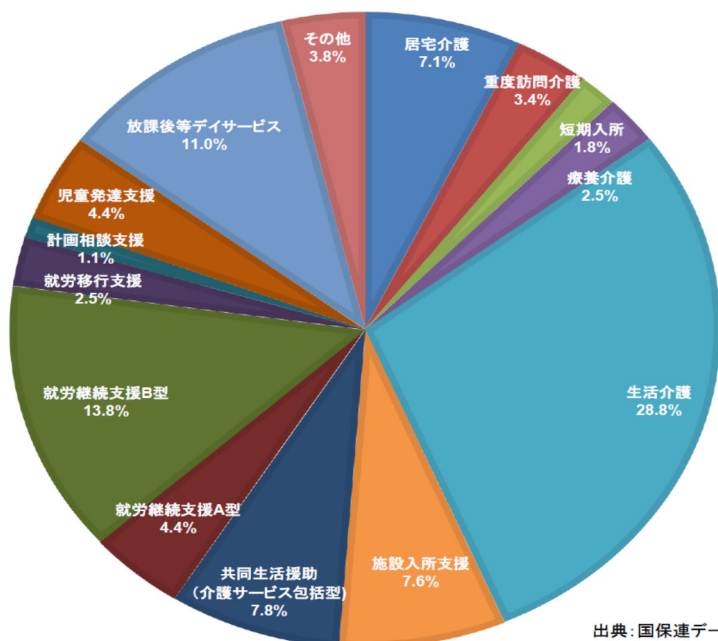
令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要取りまとめ

支出抑制に係る強い要請があることは明らかです。

● 何が狙われているのか？

次に確認しておく必要があるのが、2018 年度から開始されている令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた調査です。関係者によれば、今回行われた、または予定されている調査対象すべてが支出抑制の対象となっているそうです。ただし、この中で最も危険性が高いのが、食事提供体制加算と送迎加算の廃止または縮小です。2018 年度の報酬改定においてこの意向が示されましたが、当時は障害者団体の強い反発により、引き続きの検討対象となりました。その際、厚生労働省は、食事提供体制加算や送迎加算に係る実態調査も踏まえていないということを一つの理由としました。そして、2018 年度にこれらに係る検証調査を実施。委託を受けた業者（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）は、これらの必要性を認めつつも、①食事体制加算については栄養管理体制加算への移行、②送迎加算については就労継続支援A型の送迎加算の廃止につながるような取りまとめをしています。また、第 201 回国会において野党は障害福祉三法に提出、食事提供体制加算等の現行維持を求めました。同法案は審議入りしたものの採決がとられることもなく、継続審議となりました。これらのことを踏まえると、今回の報酬改定で、上述の加算に関しては、縮小・廃止が強行される可能性は高いと思います。

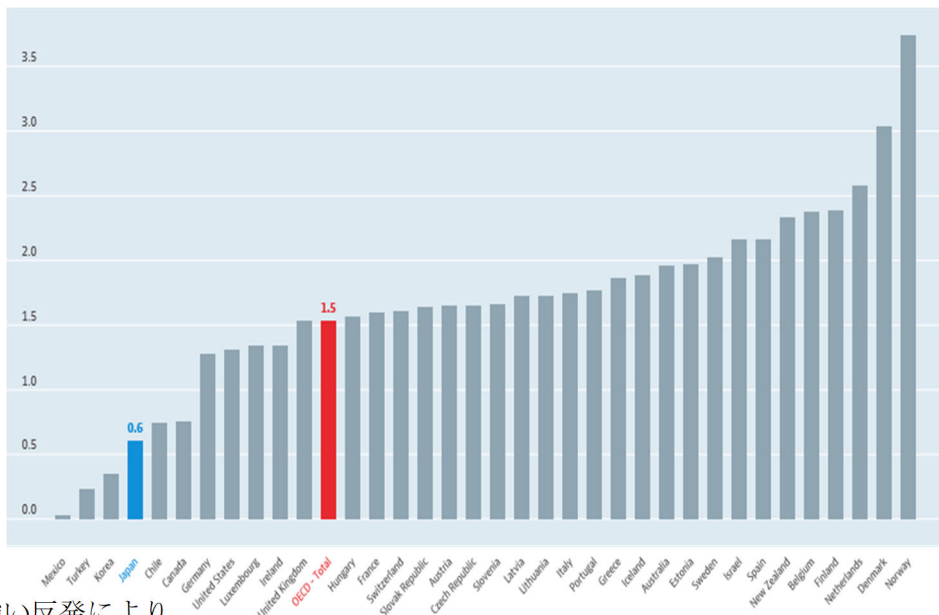
【図表 3：障害服地事業別支出割合】



出典：国保連データ

出典：厚生労働省「障害福祉分野の最近の動向」、2020 年 6 月 19 日

【図表 4：障害者への公的支出（対 GDP 比）】



出典：OECD「主要統計：障害者への公的支出」、
<https://data.oecd.org/socialexp/public-spending-on-incapacity.htm>

また、サービス種別ごとに見た支出割合を見ると、生活介護に係る支出が約 30%を占めていることから、同事業に係る報酬も支出抑制の対象として狙われているのではないかと想定されます。そして、就労支援関係に関しては、一般労働市場原理に基づく成功報酬方式がさらに強化されていく可能性もあるので、注意が必要です。

● おわりに ～社会保障と市場経済のバランスを考える～

近年、厚生労働省は他制度との公平性を理由に、重度者以外への支援を縮小しようとする傾向がみられます。障害保健福祉部の予算が年々拡充され 2 兆円を超えたことは事実ですが、その支出額は、OECD の平均にも遠く及びません(図表 4 参照)。日本以外の多くの国では障害者支援が障害福祉制度と介護保険制度に分かれていないことを踏まえて、介護保険の国の支出額を上乗せして、やっと平均です(介護保険の支出額は障害の約 1.5 倍： $0.6 + (0.6 \times 1.5) = 1.5$)。

現在、銀行等を含めた企業の内部留保は 500 兆円(国家年間予算の約 5 倍)を超えています。その上、大企業の利益増のために社会保障制度や社会福祉事業を営利企業に引き渡した、新自由主義を徹底しようとしているのが現実です。

こうした日本の社会保障のあり方は先進国としてふさわしいと言えるでしょうか。私たちは、この実態をもとに、市場経済下での公的社会保障・社会福祉のあり方(モラル)を改めて考えていく必要があります。

(文責：山崎 光弘)

無断配布・無断引用を禁じます。